

平成十八年十月五日提出
質問第五四号

日露外相電話会談における北方四島周辺水域における「第三十一吉進丸」銃撃・拿捕事件の取り扱いに関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

日露外相電話会談における北方四島周辺水域における「第三十一吉進丸」銃撃・拿捕事件の取り扱いに関する質問主意書

一 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年十月三日十七時三十分頃より約二十五分間、麻生外務大臣とラヴロフ・ロシア外務大臣との間で電話外相会談を行ったとのことであるが、右会談の記録が作成されたか。会談記録にはどのような秘密指定がなされたか。また、この会談に立ち会った外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

二 一の会談について盗聴を防止するための措置がとられたか。

三 外務省公式ホームページによれば、

「八月十六日に発生した北方四島周辺水域における『第三十一吉進丸』の銃撃・拿捕事件に関し、麻生大臣より、船体の引渡しを求めるとともに、再発防止のためには操業秩序の維持が必要であり、北方四島周辺水域操業枠組み協定に基づく本年の交渉を早期に開始したい旨述べた。」のに対し、「ラヴロフ大臣より、ロシア側の立場からは、船体の引き渡しに応じることは困難であること、操業枠組み協定に基づく交渉を行うことに異存はなく、開始時期については調整していきたいと述べた。」

とのことであるが、更に「麻生大臣から、事実関係の解明という観点からも必要であるとして、船体の引き渡しを再度求めた。」ことに対するラヴロフ露外相の応答について何も記されていない。ラヴロフ露外相は、事実関係の解明のために船体を引き渡すことについてどのような反応を示したのか。

四 電話会談において、麻生太郎外務大臣はラヴロフ露外相に対して、「第三十一吉進丸」が銃撃・拿捕された地点の確認を求めたか。求めなかったとするならば、かかる重要事項について電話会談での言及を差し控えた外務省の真意を明らかにされたい。

五 電話会談にあたって、外務省ロシア課は外務大臣の発言要領を作成したか。発言要領には、「第三十一吉進丸」が銃撃・拿捕された地点の確認を求めるとの事項が記載されていたか明らかにされたい。

右質問する。